

長崎外国語大学

転学科に関する規程

(平成 21 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎外国語大学学則第37条に基づき、所属する学科から他の学科への所属変更（以下「転学科」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(時期)

第2条 転学科は入学して1年を経過した後、認めることがある。転学科の時期は学期の始めとする。

(志願手続)

第3条 転学科を希望する者（以下「志願者」という。）は、転学科しようとする学期の始まる期日の2ヶ月前までに、転学科願（別紙様式1）を所属する学科主任を経て、学部長へ提出しなければならない。

(志願者の選考)

第4条 志願者の選考は、面接及び入学後の成績に基づいて転学科志願先の学科において行うものとする。

2 前項の選考において必要がある場合は、別に試験を行うものとする。

(転学科の決定)

第5条 転学科の決定は教授会の議を経て学長が行う。

2 転学科が許可されたときは、学部長は転学科許可通知書（別紙様式2）により志願者に通知するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、教務委員会の議を経て教授会が決定する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。